

資料編

1. 環境基準

- (1) 大気汚染に係る環境基準
- (2) 水質汚濁及び地下水の水質汚濁に係る環境基準
- (3) 土壌の汚染に係る環境基準
- (4) 騒音に係る環境基準
- (5) ダイオキシン類に係る環境基準

2. 規制基準

- (1) 水質関係
- (2) 騒音、振動関係
- (3) 悪臭関係

3. 天理市環境基本条例

4. 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

5. 天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

6. 天理市美しいまちづくり条例

7. 用語集

1. 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準（昭和48年環告第25号）

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年環告第38号）

微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環告第33号）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オゾン	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	—	1時間値が0.06ppm以下	—
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下	—	1時間値の1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの（1日平均値の2%除外値）について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。			年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。	—	98%値は年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。

対象地域：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

(2) 水質汚濁及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準および地下水の水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環告第59号別表1 最終改正：平成28年環告第37号別表1）

地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環告第10号別表 最終改正：平成28年環告第31号別表）

項 目	健康項目の環境基準値	地下水質の環境基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下

備考：1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年環告第59号別表2)

類型	項目	基準値						
		pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	DO (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/l)
河川	AA	6.5以上 8.5以下	1以下	—	7.5以上	25以下	50以下	—
	A	6.5以上 8.5以下	2以下	—	7.5以上	25以下	1,000以下	—
	B	6.5以上 8.5以下	3以下	—	5以上	25以下	5,000以下	—
	C	6.5以上 8.5以下	5以下	—	5以上	50以下	—	—
	D	6.0以上 8.5以下	8以下	—	2以上	100以下	—	—
	E	6.0以上 8.5以下	10以下	—	2以上	ごみ等の浮遊が 認められないこと	—	—

備考：1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。

③ 要監視項目及び指針値

(平成5年環水管第21号 最終改正：平成21年環水大水発第091130004号、環水大水発091130005号)

項目	公共用水域 指針値	地下水 指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.06 mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	0.06 mg/l以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	0.2 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下	0.008 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	0.005 mg/l以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/l以下	0.003 mg/l以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下	0.04 mg/l以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/l以下	0.04 mg/l以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/l以下	0.05 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下	0.008 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下	0.006 mg/l以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/l以下	0.008 mg/l以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/l以下	0.03 mg/l以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/l以下	0.008 mg/l以下
クロルニトロフェン (CNP)	—	—
トルエン	0.6 mg/l以下	0.6 mg/l以下
キシレン	0.4 mg/l以下	0.4 mg/l以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下	0.06 mg/l以下
ニッケル	—	—
モリブデン	0.07 mg/l以下	0.07 mg/l以下
アンチモン	0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	—
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下	0.0004 mg/l以下
全マンガン	0.2 mg/l以下	0.2 mg/l以下
ウラン	0.002 mg/l以下	0.002 mg/l以下

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環告第46号 最終改正：平成22年環告第37号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1 mg以下であること。

- 備考：
- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 - 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
 - 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(4) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（平成10年環告第64号 最終改正：平成24年環告54）、地域の指定（市告示第113号）
環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表のとおりとする。

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※ 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は上表によらず、次表のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 （個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。）	70 デシベル以下	65 デシベル以下

※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(5) ダイオキシン類に係る環境基準（平成12.1.15 環告68 最終改正：平成21.環告11）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. 規制基準

(1) 水質関係

① 有害物質に係る排出基準

(単位：mg/L)

有害物質の種類	許容限度	
	一律排水基準 * 1	上乗せ許容限度 * 2
カドミウム及びその化合物	0.03	0.01
シアン化合物	1	検出されないこと。
有機燐化合物 (パラチオン, メルパラチオン, メルシメトシ及び EPN に限る)	1	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1	—
六価クロム化合物	0.5	0.05
砒素及びその化合物	0.1	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	検出されないこと。
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—
ポリ塩化ビフェニル	0.003	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.1	—
テトラクロロエチレン	0.1	—
ジクロロメタン	0.2	—
四塩化炭素	0.02	—
1,2-ジクロロエタン	0.04	—
1,1-ジクロロエチレン	1	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	—
1,1,1-トリクロロエタン	3	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	—
1,3-ジクロロプロペン	0.02	—
チウラム	0.06	—
シマジン	0.03	—
チオベンカルブ	0.2	—
ベンゼン	0.1	—
セレン及びその化合物	0.1	—
ほう素及びその化合物	10	—
ふっ素及びその化合物	8	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 * 3	—
1,4-ジオキサン * 4	0.5	—

* 1：一律許容限度については、すべての特定事業場に適用される。

* 2：上乗せ許容限度は、県条例で定められた特定事業場（政令別表第1第27号、第46号、第63号二、第65号、第66号等）に該当する場合に適用する。

* 3：許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

* 4：1,4-ジオキサンは平成24年5月25日追加

② 生活環境に係る排水基準

物質及び項目名	許容限度	
	新設事業場	既設事業場
水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（河川）	160(120) mg/L	160(120) mg/L
化学的酸素要求量（湖沼）	160(120) mg/L	160(120) mg/L
浮遊物質	200(150) mg/L	200(150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L	2 mg/L
大腸菌群数	(3,000) 個/cm ³	(3,000) 個/cm ³
窒素含有量	120(60) mg/L	120(60) mg/L
リン含有量	16(8) mg/L	16(8) mg/L

（ ）は日間平均値

1. 一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用される。
2. 風致地区又は歴史的風土保存区域に新設される特定事業場については、10m³/日以上から適用される。
3. 県条例で定められている特定事業（政令別表第1第27号、第46号、第66号等）については、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質についてのみ10m³/日以上から適用される。

(2) 騒音、振動関係

○騒音に係る環境基準の地域の類型の指定について

平成 24 年 3 月 30 日告示第 113 号

騒音に係る環境基準の地域の類型の指定について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）第 1 に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について

平成 24 年 3 月 30 日告示第 114 号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、市内全域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用するので、同条第 3 項の規定により告示する。

○特定工場等において発生する騒音の規制基準について

平成 27 年 6 月 22 日告示第 201 号

特定工場等において発生する騒音の規制基準について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準を次のとおり定め、同条第 3 項において準用する同法第 3 条第 3 項の規定により告示する。

平成 24 年天理市告示第 115 号（特定工場等において発生する騒音の規制基準について）は、廃止する。

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後6時 まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時 まで、午後6時から午後 10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前 6時まで)
第1種区域 第一種低層住居専用地域、第一種 中高層住居専用地域、第二種中高 層住居専用地域及び風致地区(第 3種区域に該当する区域を除 く。)並びに歴史的風土保存区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域 第一種住居地域、第二種住居地 域、準住居地域(これらの地域の うち第1種区域に該当する区域 を除く。)及びその他の区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工 業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

- (1) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。
 - (2) 歴史的風土保存区域とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された区域をいう。
 - (3) その他の区域とは、(1)及び(2)に規定する地域、地区及び区域以外の地域をいう。
- 2 次に掲げる施設(1に規定する第1種区域内に所在するものを除く。)の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

○昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号別表の規定により市長が指定する区域について

平成 27 年 6 月 22 日告示第 202 号

昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号別表の規定により市長が指定する区域について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定める。

平成 24 年天理市告示第 116 号(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号別表の規定により市長が指定する区域について)は、廃止する。

別表第 1 号のイに該当する区域	平成 27 年 6 月天理市告示第 201 号に規定する第 1 種区域
別表第 1 号のロに該当する区域	平成 27 年 6 月天理市告示第 201 号に規定する第 2 種区域
別表第 1 号のハに該当する区域	平成 27 年 6 月天理市告示第 201 号に規定する第 3 種区域
別表第 1 号のニに該当する区域	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

○平成 12 年総理府令第 15 号別表備考の規定により市長が定める区域の区分について

平成 24 年 3 月 30 日告示第 117 号

平成 12 年総理府令第 15 号別表備考の規定により市長が定める区域の区分について

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

a 区域	平成 24 年 3 月天理市告示第 115 号に規定する第 1 種区域
b 区域	平成 24 年 3 月天理市告示第 115 号に規定する第 2 種区域
c 区域	平成 24 年 3 月天理市告示第 115 号に規定する第 3 種区域

○振動について規制する地域の指定について

平成 24 年 3 月 30 日告示第 118 号

振動について規制する地域の指定について

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、市内全域を振動について規制する地域に指定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用するので、同条第 3 項の規定により告示する。

○特定工場等において発生する振動の規制基準について

平成 27 年 6 月 22 日告示第 203 号

特定工場等において発生する振動の規制基準について

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、振動について規制する地域における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定め、同条第 3 項において準用する同法第 3 条第 3 項の規定により告示する。

平成 24 年天理市告示第 119 号（特定工場等において発生する振動の規制基準について）は、廃止する。

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から翌日午前 8 時まで)
第 1 種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル

備考

(1) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められている地域をいう。

(2) その他の区域は、(1)に規定する地域以外の地域をいう。

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、1 の規制基準の値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

○振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について

平成 27 年 6 月 22 日告示第 204 号

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定める。

平成 24 年天理市告示第 120 号（振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について）は廃止する。

付表第 1 号のイに該当する区域	平成 27 年 6 月天理市告示第 203 号に規定する第 1 種区域
付表第 1 号のロに該当する区域	
付表第 1 号のハに該当する区域	平成 27 年 6 月天理市告示第 203 号に規定する第 2 種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
付表第 1 号のニに該当する区域	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

○振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び備考 2 の規定により市長が定める区域及び時間について

平成 24 年 3 月 30 日告示第 121 号

振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び備考 2 の規定により市長が定める区域及び時間について

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 1 及び備考 2 の規定により市長が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

1 区域

第 1 種区域	平成 24 年 3 月天理市告示第 119 号に規定する第 1 種区域
第 2 種区域	平成 24 年 3 月天理市告示第 119 号に規定する第 2 種区域

2 時間

昼間	平成 24 年 3 月天理市告示第 119 号に規定する昼間の時間
夜間	平成 24 年 3 月天理市告示第 119 号に規定する夜間の時間

(3) 悪臭関係

○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

平成 24 年 3 月 30 日告示第 122 号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、市内全域を工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）に指定し、及び法第 4 条の規定により、規制地域における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用するので、法第 6 条の規定により告示する。

1 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分			
	一般地域	順応地域	その他の地域	
アンモニア	ppm	1	2	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	4	20
酢酸エチル	ppm	3	7	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3	6
トルエン	ppm	10	30	60
スチレン	ppm	0.4	0.8	2
キシレン	ppm	1	2	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004	0.01

備考

- (1) 一般地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。
- (2) 順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。
- (3) その他の地域とは、一般地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域をいう。

2 法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに 1 に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に規定する方法により算出して得た流量

3 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の種類ごとに 1 に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 4 条に規定する方法により算出して得た濃度。ただし、メチルメルカプタンに係る規制基準となる排水中の濃度は、この方法により算出した値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満である場合については、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

3. 天理市環境基本条例

平成23年12月26日

条例第26号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策（第8条—第10条）

第3章 環境の保全と創造に関する施策等（第11条—第21条）

第4章 地球環境の保全の推進（第22条）

第5章 環境審議会（第23条—第25条）

附則

わたしたちのまち天理市は、豊かな自然環境や数多くの歴史的文化遺産、また先人から伝えられてきた誇りある地域文化のもと、発展を続けてきた。

しかし、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、今やその影響は地域の環境のみならず、地球環境全体に及ぶまでに至っている。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境のもとに生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、わたしたちの願いであり、責務でもある。

このため、わたしたちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、更に再生可能エネルギーの利用促進に努め、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚を持ち、地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方に立ち、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任のもとに相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造（以下「環境の保全と創造」という。）について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息・生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを受用するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全と創造に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

3 市は、環境の保全と創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協働して環境の保全と創造に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 環境に配慮した地域づくりを協働により推進し、安全で良好な地域環境が形成されること。

(5) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。

(6) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。

(7) 地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資する取組がされること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第23条に規定する天理市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(活動促進の措置等)

第13条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民等に適正な負担を求める措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民等による当該製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興等)

第16条 市は、環境の保全と創造について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全と創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市は、環境の保全と創造に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

第22条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、天理市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関する基本的事項及び重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全と創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第48号を第49号とし、第39号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、第38号の次に次の1号を加える。

39	環境審議会の委員	日額	11,000	同上
----	----------	----	--------	----

別表備考第3項中「第48号」を「第49号」に改める。

4. 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 23 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 事業の許可等（第 7 条—第 21 条）

第 3 章 雑則（第 22 条—第 26 条）

第 4 章 罰則（第 27 条・第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。

(3) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。

(4) 事業主 事業に係る工事を自ら施工する者又は工事の請負契約の注文者をいう。

(5) 事業施工者 事業に係る工事を自ら施工する者又は工事の請負契約の請負人をいう。

(6) 土地所有者等 土地の所有者、永小作権、使用借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者をいう。

(7) 周辺関係者 事業区域の境界線から 100 メートル以内の区域の居住者、事業所及び土地所有者等並びに当該範囲内に住所を有する者を構成員に含む自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。）の代表者をいう。

(8) 有害物質 鉛、砒ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

（事業主等の責務）

第 3 条 事業主及び事業施工者（以下「事業主等」という。）は、事業を行うに当たっては、当該事業区域及びその周辺の地域における土壌の汚染及び土砂等の流出を未然に防止する等、当該事業区域及びその周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、事業の施工に係る苦情及び紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、誠意をもって解決しなければならない。

（土砂等を発生させる者等の責務）

第 4 条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により事業が行われる場合にあつては、事業主等により適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等の運搬を行う者は、事業に使用される土砂等を運搬しようとするときは、廃棄物の混入した土砂等又は土壌の汚染若しくは崩落、飛散若しくは流出の発生のおそれのある土砂等を運搬することのないよう必要な配慮をしなければならない。

（事業主でない事業区域の土地所有者等の責務）

第 5 条 事業主でない事業区域の土地所有者等は、その土地を事業に使用させようとする場合には、事業計画を十分に把握し、土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認するとともに、これらのおそれのある事業に対しては当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 前項の土地所有者等は、事業主等に対しその土地の利用を同意したときは、事業が適正になされているかどうかについて常に注意を払うとともに、当該事業が適正になされていないと思料するときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、市の区域内における事業の状況を把握し、市民の生活環境の保全及び災害の防止を図るため、市の区域内における事業に係る状況の把握及び不適正な事業を監視する体制の整備に努めるものとする。

第2章 事業の許可等

(事前協議)

第7条 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業（以下「特定事業」という。）を行おうとする事業主は、次条又は第13条に規定する許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、あらかじめ当該事業の計画について市長と協議しなければならない。

(特定事業の許可)

第8条 特定事業を行おうとする事業主は、市長の許可を受けなければならない。

2 事業区域の面積が1,000平方メートル未満である事業を行おうとする場合であっても、当該事業区域に隣接する土地（以下この項において「隣接地」という。）において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域の面積と当該隣接地における事業区域の面積を合算した面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該事業区域の面積が1,000平方メートル以上である事業とみなし、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、前2項の規定は適用しない。

(1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われる事業

(2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体等が行う事業

(3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

4 第1項の許可を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業の目的

(3) 事業区域の位置

(4) 事業区域の面積

(5) 事業を行う期間

(6) 事業に用いる土砂等を発生させる者

(7) 事業に用いる土砂等の発生の場所

(8) 事業に用いる土砂等の数量

(9) 事業の施工に関する計画

(10) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(土地所有者等の同意)

第9条 申請者は、規則で定めるところにより、事業主でない事業区域の土地所有者等及び事業区域に隣接する土地所有者等に対し、前条第4項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺関係者等への周知)

第10条 申請者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る事業区域の周辺関係者その他市長が特に必要と認める者に対し、当該事業の概要を周知しなければならない。

(許可の基準)

第11条 市長は、第8条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 事業に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が規則で定める基準に適合しているものであること。

(2) 事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合しているものであること。

(3) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則で定める事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合しているものであること。

(4) 申請者又は当該事業に係る事業施工者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号。ウにおいて「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

イ 法人でその役員のうちにアに該当する者があるもの

ウ 暴排条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者

(許可の条件)

第12条 市長は、第8条第1項の許可をするに当たり、当該許可に係る事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第13条 第8条第1項の許可を受けた事業主は、同条第4項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項ただし書に規定する変更があったとき、又は第8条第4項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、第1項の事業主は、規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出)

第14条 許可を受けた者(第8条第1項又は前条第1項の許可を受けた事業主をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める期日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 土砂等を事業区域に搬入するとき 搬入する日の7日前

(2) 事業を完了したとき 完了した日から15日以内

(3) 事業を廃止し、又は休止したとき 廃止し、又は休止した日から15日以内

(4) 休止した事業を再開するとき 再開する日の7日前

2 市長は、前項の届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事業が第8条第4項の申請書に記載された事業の施工に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。)及び事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(事業に使用された土砂等の量の報告)

第15条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業に使用された土砂等の量を市長に報告しなければならない。

(土壌の調査及び報告)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第17条 許可を受けた者が当該許可に係る事業の権原を譲り渡し、又は許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該許可に係る事業を行う権原を承継させる者に限る。)があったときは、当該許可に係る事業の権原を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の合意により当該事業を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域内の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載)

第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第20条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第8条第4項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該事業に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して事業を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項又は第13条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第12条(第13条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定により第8条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあつては、その変更後のもの)に違反したとき。
- (4) この条又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

第3章 雑則

(措置命令等)

第22条 市長は、第8条第1項の規定に違反して事業を行った者に対し、その事業の中止を命じ、又は期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し第12条の規定により第8条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 事業が第11条第1号の基準又は当該許可に係る第8条第4項の申請書に記載された事業の施工に関する計画若しくは事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

(協力要請)

第23条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、事業主等、事業に用いる土砂等を発生させる者及び事業主でない事業区域の土地所有者等に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、事業に関して必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に事業区域又は事業主等の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により市の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第21条の規定に基づき第8条第1項の許可を取り消された者又は第21条若しくは第22条に規定する命令に従わない者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第13条第1項の規定に違反して事業を行った者
- (2) 第21条又は第22条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条、第16条又は第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第3項、第14条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の規定に違反した者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している事業については、この条例の規定は、適用しない。

5. 天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

令和4年3月17日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境及び景観等に及ぼす影響並びに災害の発生が危惧されることに鑑み、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、事業と地域との調和及び自然環境の維持を図り、もって本市の良好な環境の保全及び災害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）をいう。
- (2) 事業 太陽光発電設備を設置して発電を行う事業（当該設備の設置に伴う木竹の伐採並びに切土、盛土及び埋立て等の造成工事を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 事業の用に供する一団の土地（継続的又は一体的に事業を実施する土地を含む。）をいう。
- (4) 事業者 事業を実施する者（契約により事業の実施を請け負う者を含む。）及びその地位を承継した者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域の土地所有権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者をいう。
- (6) 地域住民等 事業区域の境界から100メートル以内の区域に存する土地又は建築物の所有者及び占有者並びに事業の実施により生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者であって規則で定めるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、事業の実施に当たり、この条例及び関係法令等を遵守し、地域住民等の理解を得るとともに、自然環境、生活環境及び景観等の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持しなければならない。

2 事業者は、事業の実施に係る苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地所有者等は、事業により自然環境、生活環境及び景観等を害することがないように当該土地を適正に管理しなければならない。

2 土地所有者等は、事業者と連帯して前条の責務を負わなければならない。

3 土地所有者等は、自然環境、生活環境及び景観等を害するおそれのある事業を行う事業者に対して、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、必要な措置を実施するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(適用範囲)

第7条 この条例の規定は、次の各号に掲げる事業について適用する。

- (1) 太陽光発電設備の発電出力が10キロワット以上の事業（実質的に同一と認められる事業者が同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で実施する事業であって、当該総発電出力が10キロワット以上となるものを含む。）
- (2) 事業に係る工事が完了している又は施工中である場合において、当該事業に係る発電出力（10キロワット未満のものに限る。）を10キロワット以上にしようとする事業又は事業区域の面積を20パーセント以上増加しようとする事業（面積増加後の発電出力が10キロワット未満のものを除く。）

(事業禁止区域)

第8条 何人も、次の各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において、事業を実施してはならない。ただし、当該各号に規定する法律の規定に基づき太陽光発電設備の設置が許可されている場合は、この限りでない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により指定された保安林
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

（抑制区域）

第 9 条 市長は、次に掲げる事由により、太陽光発電設備の設置が望ましくないと認める区域（以下「抑制区域」という。）において、事業を実施しないよう事業者と協力を求めるものとする。

- (1) 土砂災害その他自然災害の発生するおそれがあること。
- (2) 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれていること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。
- (4) 良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先されること。
- (5) 豊かな自然環境が保たれ、地域の貴重な資源として認められること。

2 抑制区域は、規則で定める。

（事前協議）

第 10 条 事業者は、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ事業の計画について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に必要な指導又は助言を行うものとする。

（標識の設置）

第 11 条 事業者は、地域住民等に事業の計画を公開し、周知するため、次条に規定する説明会を行う 14 日以上前から説明会を行う日まで、規則に定めるところにより、事業区域内の道路に面した見やすい場所に標識を設置しなければならない。

（説明会の実施）

第 12 条 事業者は、第 10 条の規定による事前協議が整ったときは、規則で定めるところにより、次条の規定による届出をする前に、地域住民等に対し、説明会を開催しなければならない。

2 前項の説明会には、事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境及び景観等の保全、災害発生の防止、構造の安全性、事業期間中の安全管理並びに事業終了後の措置に関する事項を内容に含めなければならない。

（届出）

第 13 条 事業者は、事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該工事に着手しようとする日の 60 日前までに市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

3 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（事業終了後の措置）

第 14 条 事業者は、事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出の後、速やかに太陽光発電設備を撤去し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令等に従い、撤去により生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。

3 事業者は、事業終了後の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用を計画的な積立て等の方法により確保しなければならない。

（報告の徴収）

第 15 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業の状況等について、報告を求めることができる。

（立入検査）

第 16 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により市の職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（命令）

第 17 条 市長は、第 8 条の規定に違反して事業を実施した事業者又は次条の規定による勧告に正当な理由なく従わ

ない事業者に対し、当該事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却等、違反を是正するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

(勧告)

第 18 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて適切な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第 10 条第 2 項の指導に正当な理由なく従わないとき。
- (2) 第 13 条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第 14 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第 2 項の規定による撤去若しくは適正な処理を行わなかったとき。
- (4) 第 15 条の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第 16 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(指導又は助言)

第 19 条 市長は、事業者に対し、事業の適正な実施のために必要な指導又は助言を行うことができる。

(公表)

第 20 条 市長は、第 17 条の規定による命令を受けた事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該事業者から意見を聴取しなければならない。ただし、事業者が意見の聴取に応じない場合は、これを行わないで公表をすることができる。

(国及び県への報告)

第 21 条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、当該公表の内容及び公表の事実を国及び県に報告するものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業に係る工事に着手する場合に適用する。ただし、施行日前に事業に係る工事に着手した場合であっても、施行日後に当該事業に係る発電出力（10 キロワット未満のものに限る。）を 10 キロワット以上にしようとするとき又は事業区域の面積を 20 パーセント以上増加しようとするとき（面積増加後の発電出力が 10 キロワット未満のものを除く。）は、この条例の規定を適用する。

6. 天理市美しいまちづくり条例

令和2年3月18日

条例第12号

わたしたちのまち天理市は、豊かな自然環境や数多くの歴史的文化遺産、また先人から伝えられてきた誇りある地域文化のもと、発展を遂げてきた。

わたしたちは、このことを深く認識し、わたしたちが暮らすまちに愛着を持って、先人から受け継いだ快適な生活環境の保全及び創造に取り組むことで、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを次世代へ引き継いでいく責務がある。

わたしたちは、その責務を自覚し、快適な生活環境の保全に係る規範意識を自ら高め、周囲の人々を思いやる心を育むとともに、相互の理解と連携の下、協働して誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、天理市環境基本条例（平成23年12月天理市条例第26号）の基本理念に則り、生活環境を保全し、及び創造するために必要な事項を定めることにより、魅力に満ちた美しいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 空き缶、空き瓶、ペットボトル、弁当殻その他飲食物等を収容していた容器及び紙くず、たばこの吸い殻、食物の食べ残しその他これらに類する物で、投棄されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う全てのものをいう。
- (4) ポイ捨て ごみ等を回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (5) 公共の場所 市庁舎、学校、道路、河川、公園その他の公共の用に供される場所をいう。
- (6) 愛護動物 飼い犬、飼い猫その他愛護のために飼養し、又は保管する動物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、生活環境を保全し、及び創造するために必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、快適な生活環境の保全に係る規範意識を高め、地域の快適な生活環境の形成に努めるとともに、市が実施する生活環境を保全し、及び創造するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって快適な生活環境を損なうことのないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する生活環境を保全し、及び創造するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に繁茂した雑草、枯草又は投棄されたごみ等を除去し、当該土地へのごみ等の不法投棄を防止する措置を講ずる等、適正に管理するよう努めるものとする。

2 建物所有者は、その所有し、占有し、又は管理する建物の荒廃を防止する措置を講ずる等、適正に管理するよう努めるものとする。

(ポイ捨ての禁止等)

第7条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、管理し、若しくは占有する場所において、みだりにポイ捨てをしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において自ら生じさせたごみ等は、指定された回収容器がある場合を除き、持ち帰るよう努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第8条 容器入りの飲料及び食品を販売する者（自動販売機の設置者を含む。）は、販売する場所にごみ等の回収容器を設置し、及び適正に管理して、ごみ等の散乱を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

(喫煙の制限)

第9条 市民等は、市が設置して管理する庁舎及び公の施設(敷地を含む。)において、当該施設の管理者が指定する場所を除き、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において、歩行し、又は自転車(原動機付自転車及び自動二輪車を含む。)により移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

(愛護動物の管理)

第10条 愛護動物の飼い主は、当該愛護動物が他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理しなければならない。

2 愛護動物の飼い主は、公共の場所において当該愛護動物のふんを放置してはならない。

附 則

この条例は、令和2年5月30日から施行する。

7. 用語集

悪臭	物質特有のにおいを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質として定めている。
一酸化炭素 (CO)	燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果ガスの一つであるメタンの寿命を長くする。
光化学 オキシダント	自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素の光化学反応で生成する大気汚染物質の総称で、O _x とも略記される。代表的なものとしては、オゾンやPAN等の過酸化物質などがある。
エコドライブ	環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法のことで、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減や省エネルギーのための運転技術をさす。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、無計画なドライブをしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物を載せたまま走らない、エアコンの使用を控えるといった取り組みがあげられる。
大阪湾フェニックス (計画)	大阪湾フェニックス計画は、本県を含めた近畿2府4県168市町村が参画している事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センター（広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立）が大阪湾に広域処分場を設置して、対象区域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分を行っている。
温室効果ガス (GHG)	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体の総称のこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。（英：greenhouse gas、GHG）
環境基準	環境基本法第16条により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」のこと。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。この基準は環境施策を進める際の目標であり、これを超過すると直ちに被害を生じるといった意味で定められるものではなく、また、工場等を直接規制するための規制基準とは異なる。
規制基準	これ以上は超えてはならないという規制のための基準であり、事業者等がこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や罰則）が定められている。
公害	社会的には人間の生活環境を脅かす人為的事象に対して広く公害ということばが用いられているが、環境基本法では「公害」の定義を、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」としている。

公共用水域	水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道終末処理場に接続しているものを除く。）をいう。」と定義されている。
環境教育・環境学習	幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層が、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りながら環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成すること。
環境マネジメントシステム	組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。
京都議定書	「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」を略した一般的呼称のこと。1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005年2月に発効された。米国は批准していない。
京都議定書目標達成計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、平成17年4月に閣議決定され、平成20年3月に改定された、京都議定書によるわが国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画のこと。
クールシェア・ウォームシェア	環境省は「クールシェア」「ウォームシェア」という家庭や地域で楽しみながら節電になる取組を呼びかけている。一人ひとりが使用している冷房や暖房を止め、家族で1つの部屋で過ごしたり、図書館や商業施設に出かける、あるいは自然が多い涼しいところに行くことで、暑い夏、寒い冬を快適に乗り切るだけでなく、家族や地域の絆も深める効果が期待されている。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地をいう。なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地に含まれる。
再使用（リユース）	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、（1）あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、（2）製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、（3）ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。
再生利用 （リサイクル）	廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

市街化区域	「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、都市計画法の規定により定められた区域のこと。
市街化調整区域	「市街化を抑制すべき区域」として、都市計画法の規定により定められた区域のこと。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
水素イオン濃度 (pH)	生物(魚類、植物、微生物等)には生息に適したpHがあり、また用水や廃水の水処理においてもpHは重要である。普通汚染のない河川では、pHは7前後(6.5~7.5)、汚染のない海域の表層水では8.2前後(8.1~8.3)である。
生物化学的酸素 要求量(BOD)	海水や河川水の汚濁の度合を示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量(mg/l)で表される。この数値が大きくなれば、水中の汚濁物質(有機物)が多く、水質が汚れていることを意味する。
生物化学的酸素 要求量(BOD) 年間75%値	河川における有機物による水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値を示す。河川の水質は通常の状態のときに測定することになっており、通常の状態か否かの把握は非常に困難であるため、BODの環境基準では測定された年間データのうち75%以上のデータが基準値を満足することとされている。
ダイオキシン類	平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)が、ダイオキシン類と定義されている。農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。 PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2、3、7、8、-TCDDの毒性に換算し、毒性等量(TEQ)として表示される。
大腸菌群数	し尿汚染の程度を示す。大腸菌は普通人畜の腸管内に常住している。それが河川水や海水中に存在することは、それらが人畜のふん尿で汚染されていること、ひいては各種の消化器系病原菌(赤痢菌、チフス菌等)で汚染されている可能性を示している。大腸菌群に属する菌の多くは非病原性であるが病原性大腸菌とよばれる一群の菌は下痢、腸炎などをひき起こすことが知られている。大腸菌が多数存在する水域は快適な環境とはいえない。
地球温暖化	二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が1990年にまとめた報告は、21世紀中に全球平均表面気温は、1.4°C~5.8°C上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には9cm~88cm上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

地球温暖化対策
実行計画
(区域施策編)

「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」と定められた地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のために定める総合的かつ計画的な施策をいう。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガスガソリン車などをいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後は技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大するものと思われる。我が国でも国土交通省、経済産業省、環境省が低公害車購入に対する補助、低公害車フェアの開催などの施策を行っている。

天理市水道水源
保護条例

きれいな水を住民が享受する権利を守るため、水道法（昭和32年法律第177号）第2条第1項に規定する施策その他水源の保護に必要な施策を講じて天理市の水道に係る水質の保全及び水量の確保を図り、もって現在及び将来にわたり住民の生命及び健康を守ることを目的して平成14年に制定された。

特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音・振動により生活環境の悪化をもたらすものとして、法律等で定められた作業の総称。

特定施設

工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして、法律で届出が義務づけられている施設の総称。

都市計画区域

都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域であって、自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のこと。

二酸化硫黄（SO₂）

硫酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、硫黄に酸素原子2つが結びついた構造を持つ（SO₂）。主に不純物として硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生する。

二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、窒素に酸素原子2つが結びついた構造を持つ（NO₂）。物の燃焼に伴い発生し、工場や火力発電、自動車、船舶、飛行機、家庭の暖房など発生源が非常に多岐にわたる。

日平均値の
2%除外値

浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準への長期的（年間）評価の際に使用しており、1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値を示す。

日平均値の
年間98%値

二酸化窒素の環境基準への評価の際に使用しており、1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値を示す。

バイオマス	バイオ（生物）・マス（体）のこと。樹木、草などがこれにあたる。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。
ハイブリッド自動車	通常走行時はエンジンで走行し、停止・発進の際に余剰動力を発電機や油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー効果があるほか、窒素酸化物（NOx）や黒煙の排出も低減されるという特徴がある。現在、ハイブリッドシステムのコンパクト化が進み、低公害車としての普及が進んできている。
発生抑制 （リデュース）	廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要とされている。
微小粒子状物質	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル以下の微粒子のことで、発生源は、化石燃料の燃焼（ディーゼル排気粒子など）で発生する一次粒子や硫酸酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状大気汚染物質の大気中での化学反応により粒子化した二次粒子などがあり、環境基準を超えても直ちに健康に影響するわけではないが、高齢者や肺などに病気を持つ人への影響がある。
浮遊物質（SS）	水中の懸濁している固形物（粒径2mm～1μm=0.001mmのもので土の粒子、有機物、プランクトンなどが含まれる）の量を示す。SSはにごりの原因となる。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち粒径が10μm以下のものをいう。
面的評価	原則として国道、県道で2車線以上の車線を有する道路に面する地域で住居等が存在する地域を対象に個別の住居等における環境基準の達成状況を評価する方法。
溶存酸素量（DO）	水に溶けている酸素の量を示す。空気中の酸素が人間の呼吸に不可欠なように、水中で生息する生物にとって溶存酸素は呼吸作用上欠くことができない。コイはDO2～3mg/Lでも生息できるが、普通の魚ではDOが永続して4～5mg/L以下になると生息できない。また、DOは水の自浄作用の指標であり水域の汚染指標として使用されている。
要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車の騒音・振動について改善を要請するための基準。要請限度を超えている場合、県公安委員会に交通規制などの措置（騒音・振動）、道路管理者に当該道路の振動防止のための舗装、維持、修繕などの措置（振動）を要請できる。
用途地域	土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のこと。